

3.2 社会的状況

3.2.1 人 口

事業計画地周辺の行政区である中区、東区、南区及び西区の面積、世帯数及び人口は、表 3.2.1-1 に示すとおりである。

事業計画地が位置する南区は、面積 26.30km²で広島市全体の 2.9%である。また、人口の総数は 141,589 人であり、広島市全体の 11.9%である。

表 3.2.1-1 面積・世帯数・人口（平成 28 年）

行政区	面 積 (km ²)		世帯数 (戸)	人 口 (人)			
		割合		総 数	割合	男	女
広島市	906.52	—	554,432	1,193,857	—	578,511	615,346
中 区	15.32	1.7%	74,397	131,679	11.0%	61,476	70,203
東 区	39.42	4.3%	55,562	121,251	10.2%	58,255	62,996
南 区	26.30	2.9%	69,269	141,589	11.9%	69,460	72,129
西 区	35.61	3.9%	92,755	190,270	15.9%	92,000	98,270

注 1：面積は平成 28 年 10 月 1 日現在、世帯数及び人口は平成 28 年 12 月 31 日現在である。

注 2：世帯数及び人口は住民基本台帳及び外国人登録の数値である。

出典：「広島市統計書（平成 29 年版）」（広島市 HP）

3.2.2 産 業

(1) 産業別従業者数

事業計画地周辺の行政区である中区、東区、南区及び西区における、最新の経済センサス調査結果（平成 26 年）に基づく産業別事業所数及び従業者数は、表 3.2.2-1 に示すとおりである。

事業計画地が位置する南区では、「卸売業、小売業」の事業所数及び従業者数が最も多くなっている。

表 3.2.2-1 産業別事業所数・従業者数（平成 26 年）

産業大分類	広島市		中 区		東 区		南 区		西 区	
	事業所数	従業者数 (人)	事業所数	従業者数 (人)	事業所数	従業者数 (人)	事業所数	従業者数 (人)	事業所数	従業者数 (人)
全産業	55,733	618,100	16,179	191,494	3,870	39,277	7,683	100,296	9,081	96,584
農林漁業	96	871	16	117	4	27	5	38	23	177
鉱業、採石業、砂利採取業	3	11	—	—	1	5	—	—	1	1
建設業	4,826	40,333	677	10,448	472	3,904	567	4,992	798	7,342
製造業	2,811	60,543	401	6,802	107	1,708	455	16,629	532	8,909
電気・ガス・熱供給・水道業	75	4,955	21	3,333	6	84	13	678	9	225
情報通信業	858	16,265	420	9,304	65	772	151	3,245	113	2,031
運輸業、郵便業	1,314	35,604	143	3,507	106	3,076	272	7,469	219	6,777
卸売業、小売業	14,418	134,657	4,036	35,837	938	7,958	2,121	19,169	2,822	30,801
金融業、保険業	1,016	17,756	502	11,954	68	982	121	1,696	112	1,073
不動産業、物品賃貸業	4,878	18,998	1,418	6,864	351	986	638	2,693	764	3,398
学術研究、専門・技術サービス業	2,891	21,210	1,293	8,764	232	1,893	311	3,315	440	3,893
宿泊業、飲食サービス業	7,489	55,589	3,466	23,697	374	3,560	936	8,671	912	5,868
生活関連サービス業、娯楽業	4,476	23,480	1,135	6,256	314	1,455	652	3,869	670	3,613
教育、学習支援業	2,232	30,449	418	5,514	179	2,616	274	5,109	344	3,896
医療、福祉	4,471	77,685	911	17,263	355	5,700	611	12,654	737	10,448
複合サービス事業	253	5,379	39	2,093	24	154	34	756	39	246
サービス業（他に分類されないもの）	3,428	55,622	1,191	26,442	262	3,843	500	8,173	532	6,932
公務（他に分類されるものを除く）	198	18,693	92	13,299	12	554	22	1,140	14	954

注：平成 26 年 7 月 1 日現在

出典：「広島市統計書（平成 29 年版）」（広島市 HP）

(2) 農 業

事業計画地周辺の行政区である中区、東区、南区及び西区の農家数・農業就業人口・経営耕地面積は、表 3.2.2-2 に示すとおりである。

事業計画地が位置する南区には、販売農家が 1 戸存在している。

表 3.2.2-2 農家数・農業就業人口・経営耕地面積（平成 27 年）

行政区	専業・兼業別農家数（販売農家） （戸）				農業就業人口 （販売農家） （人）	経営耕地面積（販売農家） （アール）			
	専業農家	第 1 種 兼業農家	第 2 種 兼業農家	合 計		総 数	田	畑	樹園地
広島市	726	89	858	1,673	2,570	90,404	69,546	18,318	2,540
中 区	—	—	—	1	—	—	—	—	—
東 区	16	2	24	42	56	2,476	1,957	400	119
南 区	—	—	—	1	—	—	—	—	—
西 区	27	2	25	54	97	2,448	974	912	562

注：第 1 種兼業農家とは農業所得を主とする兼業農家、第 2 種兼業農家とは農業所得を従とする兼業農家をいう。

出典：「広島市統計書（平成 29 年版）」（広島市 HP）

(3) 工 業

事業計画地周辺の行政区である中区、東区、南区及び西区の製造業事業所数・従業者数・製造品出荷額等は、表 3.2.2-3 に示すとおりである。

事業計画地が位置する南区には 203 の製造業事業所があり、従業者数は 14,629 人となっている。

表 3.2.2-3 製造業事業所数・従業者数・製造品出荷額等（平成 27 年）

行政区	事業所数	従業者数 （人）	製造品出荷額等 （万円）
広島市	1,395	54,792	300,345,088
中 区	160	4,309	9,310,976
東 区	45	1,223	1,898,090
南 区	203	14,629	177,217,894
西 区	257	8,935	26,123,673

注：平成 27 年 12 月 31 日現在

出典：「広島市統計書（平成 29 年版）」（広島市 HP）

(4) 商 業

事業計画地周辺の行政区である中区、東区、南区及び西区における、最新の商業統計調査結果（平成 26 年）に基づく卸売業・小売業の事業所数・従業者数・年間商品販売額は、表 3.2.2-4 に示すとおりである。

事業計画地が位置する南区には 513 の卸売業、972 の小売業の事業所があり、従業者数は区全体で 12,910 人となっている。

**表 3.2.2-4 卸売業・小売業の
事業所数・従業者数・年間商品販売額（平成 26 年）**

行政区	区 分	事業所数	従業者数 (人)	年間商品販売額 (万円)
広島市	全 体	10,359	96,982	683,010,495
	卸売業	3,754	38,668	557,411,873
	小売業	6,605	58,314	125,598,622
中 区	全 体	2,772	25,546	259,790,739
	卸売業	1,091	11,277	222,514,084
	小売業	1,681	14,269	37,276,655
東 区	全 体	660	5,346	49,861,344
	卸売業	268	1,936	44,451,838
	小売業	392	3,410	5,409,506
南 区	全 体	1,485	12,910	121,804,095
	卸売業	513	4,985	104,568,219
	小売業	972	7,925	17,235,876
西 区	全 体	2,055	22,244	148,180,367
	卸売業	1,041	13,307	128,474,835
	小売業	1,014	8,937	19,705,532

注：平成 26 年 7 月 1 日現在

出典：「広島市統計書（平成 29 年版）」（広島市 HP）

3.2.3 土地利用

(1) 地目別土地面積

事業計画地周辺の行政区である中区、東区、南区及び西区の地目別土地面積は、表 3.2.3-1 に示すとおりである。

事業計画地が位置する南区では、「宅地」が 9,779 千 m² と最も多く、次に「山林」の 2,012 千 m² となっている。

表 3.2.3-1 地目別土地面積（平成 29 年）

（単位：千 m²）

地 目	広島市	中 区	東 区	南 区	西 区
総 数	425,153	5,991	16,174	13,567	15,946
宅 地	85,209	5,464	6,691	9,779	11,574
田	28,890	—	901	—	139
畑	13,561	9	742	789	538
山 林	273,684	7	6,613	2,012	2,412
原 野	4,321	—	21	1	16
池 沼	583	—	—	—	—
塩田・牧場・鉱泉地	0	—	—	—	—
雑種地	16,694	473	872	576	1,011
軌道用地	2,211	38	334	410	256

注 1：公有地、公共用道路、公園などの課税対象外の土地は含まない。

注 2：平成 29 年 1 月 1 日現在

出典：「広島市統計書（平成 29 年版）」（広島市 HP）

(2) 土地利用計画

① 都市計画

事業計画地周辺の行政区である中区、東区、南区及び西区の都市計画区域・用途地域の指定状況は、表 3.2.3-2 に示すとおりである。また、事業計画地周辺の用途地域の指定状況は、図 3.2.3-1 に示すとおりである。

事業計画地が位置する南区では、「第一種住居地域」が 478ha で最も広い面積を占め、次に「準工業地域」が 299ha となっている。また、事業計画地周辺の用途地域は、その大半が商業地域に指定されており、次に近隣商業地域及び第二種住居地域が多く指定されている。

表 3.2.3-2 都市計画区域・用途地域（平成 29 年）

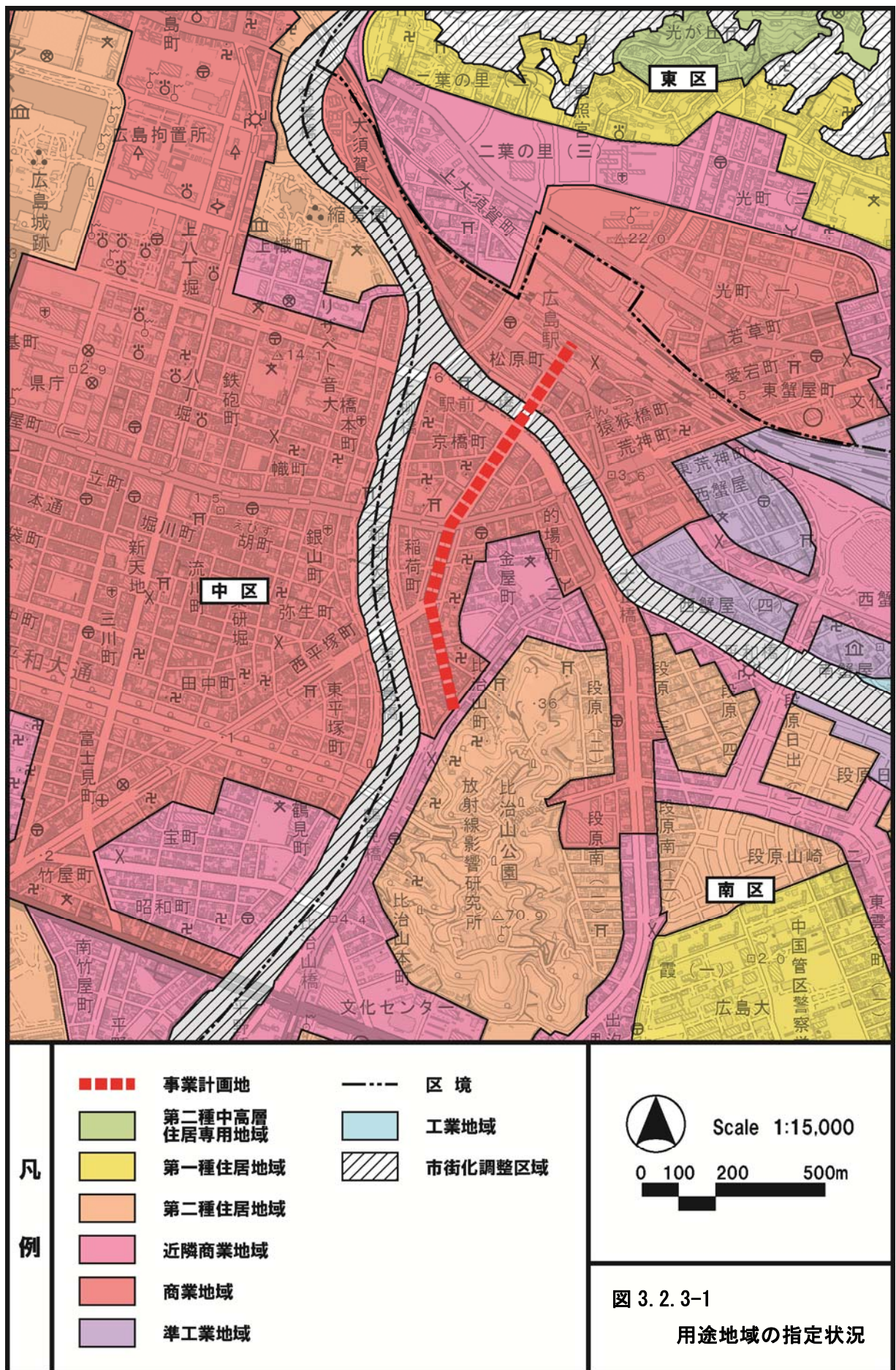
（単位：ha）

項 目		広島市	中 区	東 区	南 区	西 区
都市 計画 区域	総面積	39,929	1,534	3,938	2,089	3,567
	市街化区域	16,041	1,199	1,519	1,834	2,358
	市街化調整区域	23,888	335	2,419	255	1,209
用途 地域	総面積	16,041	1,199	1,519	1,834	2,358
	第一種低層住居専用地域	3,561	—	367	69	491
	第二種低層住居専用地域	29	—	0	1	5
	第一種中高層住居専用地域	798	—	113	31	121
	第二種中高層住居専用地域	1,374	—	271	100	114
	第一種住居地域	4,643	151	501	478	533
	第二種住居地域	1,083	270	66	98	257
	準住居地域	67	—	—	14	—
	近隣商業地域	1,323	203	93	222	220
	商業地域	703	391	34	130	87
	準工業地域	1,422	36	74	299	451
	工業地域	743	73	—	252	31
	工業専用地域	300	76	—	143	49

注 1：平成 29 年 3 月 31 日現在

注 2：用途地域の面積は、広島湯来準都市計画区域分を含む。

出典：「広島市統計書（平成 29 年版）」（広島市 HP）



3.2.4 水域利用

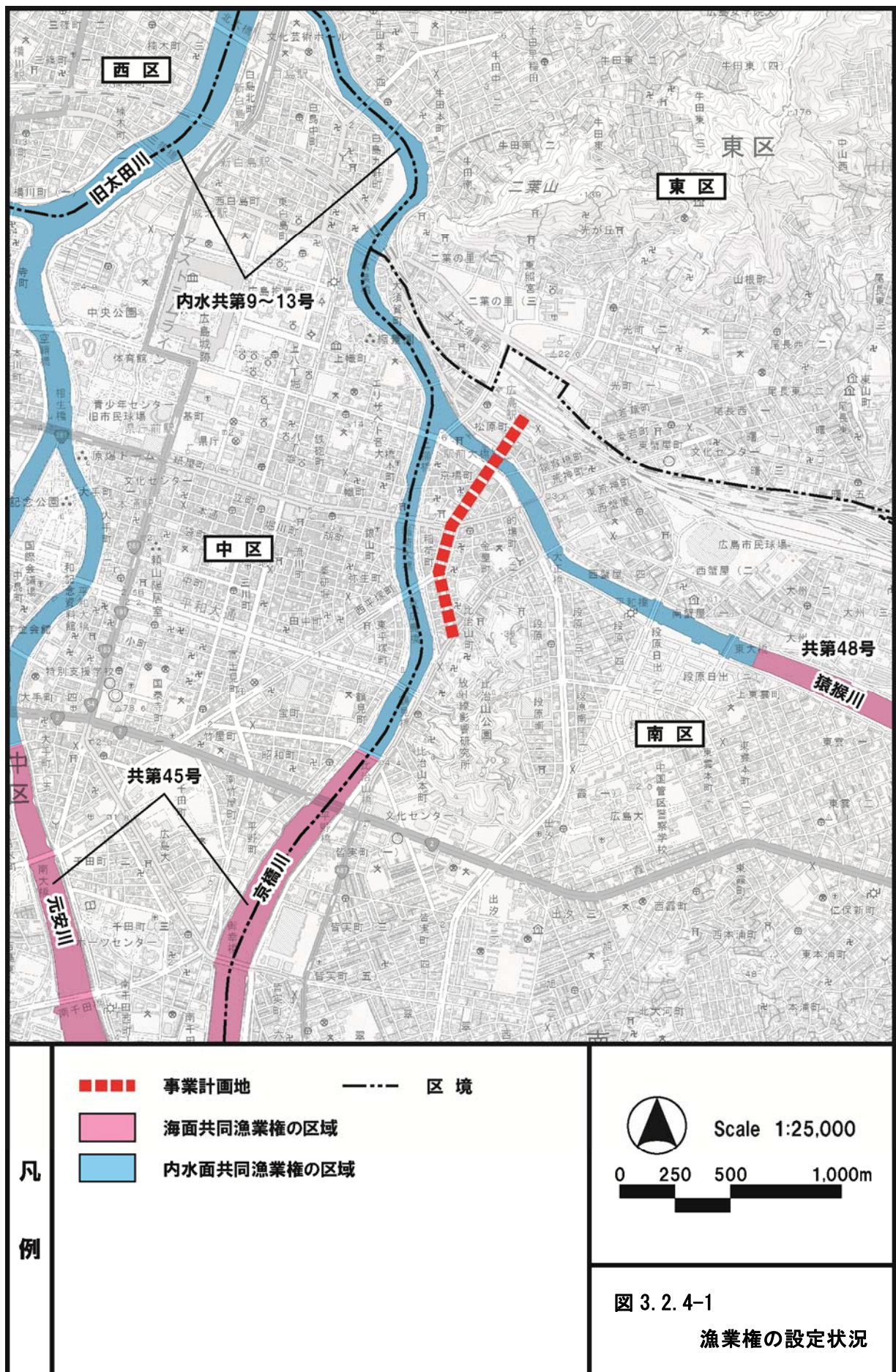
事業計画地周辺における漁業権の設定状況は、表 3.2.4-1 及び図 3.2.4-1 に示すとおりである。

事業計画地周辺の旧太田川、元安川、京橋川及び猿猴川には、海面及び内水面共同漁業権が設定されており、あさり、しじみ及びえむし等の漁業が行われている。

表 3.2.4-1 事業計画地周辺における漁業権の設定状況

区分	免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁業の種類・名称		備 考
				種類	名 称	
海 面	共第 45 号	広島市	広島市中区吉島、千田 南区比治山（元安川、京橋川）	第 1 種	あさり、えむし	
	共第 48 号		広島市南区東雲、仁保、向洋 安芸郡府中町（猿猴川）	第 1 種	えむし	共有権者：仁保
内水面	内水共第 9 号	広島市 内水面	太田川、天満川、本川（旧太田 川）、元安川、京橋川、猿猴川	第 5 種	あゆ、こい うなぎ、ふな	
	内水共第 10 号		太田川、天満川、本川（旧太田 川）、元安川、京橋川、猿猴川	第 5 種	しじみ	
	内水共第 11 号		本川（旧太田川）、天満川	第 5 種	えむし	
	内水共第 12 号		元安川	第 5 種	えむし	
	内水共第 13 号		京橋川、猿猴川	第 5 種	えむし	

出典：「共同漁業権連絡図」（平成 25 年 9 月 広島県農林水産局水産課）
：「内水面共同漁業権連絡図」（平成 26 年 3 月 広島県）



3.2.5 交 通

(1) 道 路

平成 29 年 4 月 1 日現在の広島市並びに事業計画地周辺の行政区である中区、東区、南区及び西区の道路の概況は、表 3.2.5-1 に示すとおりである。

事業計画地が位置する南区には、1,491 路線の道路が整備されており、その延長は 305,449m、舗装率は 97.9%となっている。

また、「平成 22 年度道路交通センサス」及び「平成 27 年度道路・街路交通情勢調査」における事業計画地周辺の交通量調査結果は表 3.2.5-2、調査地点は図 3.2.5-1 に示すとおりである。

事業計画地に係る調査地点は、赤枠で示したセンサス区間番号 Q80370（一般市道駅前吉島線 南区松原町）の地点であり、平日 12 時間交通量は、小型車が 18,139 台、大型車が 4,329 台、合計 22,468 台となっている。

表 3.2.5-1 道路の概況（平成 29 年 4 月 1 日現在）

区 分	路線数	延 長		舗装道		砂利道		舗装率 (延長比) (%)
		延 長 (m)	面 積 (m ²)	延 長 (m)	面 積 (m ²)	延 長 (m)	面 積 (m ²)	
広島市	15,533	4,406,109	31,688,445	4,162,151	31,071,141	243,958	617,304	94.4
国道	10	172,583	2,790,550	172,583	2,790,550	—	—	100.0
県道	53	421,741	4,550,365	417,917	4,537,078	3,824	13,287	99.0
市道	15,470	3,811,785	24,347,530	3,571,651	23,743,513	240,134	604,017	93.7
中 区	927	211,586	2,369,451	210,842	2,367,104	744	2,347	99.6
東 区	1,590	293,277	1,626,987	284,322	1,599,665	8,955	27,322	96.9
南 区	1,491	305,449	2,332,881	299,040	2,318,673	6,409	14,208	97.9
西 区	2,023	482,683	4,035,153	474,134	4,007,653	8,549	27,500	98.2

出典：「広島市統計書（平成 29 年版）」（広島市 HP）

表 3.2.5-2(1) 平成 22 年度道路交通センサス調査結果（平日 12 時間交通量）

（単位：人，台/12h）

区分	センサス 区間番号	路線名	観測箇所	歩行者 類	自転車 類	動力付 二輪車	自動車類		自動車 類 合 計
							小型車	大型車	
一般 国道	Q10070	国道 2 号	南区出汐二丁目	-	-	-	43,824	7,336	51,160
	Q10080		南区皆実町	-	-	-	39,019	6,754	45,773
	Q10110		中区国泰寺町二丁目	-	-	-	39,257	6,922	46,179
	Q10360	国道 54 号 （祇園新道）	中区基町	-	-	-	24,238	3,136	27,374
	Q10370		中区白島北町	-	-	-	39,677	3,054	42,731
	Q10540	国道 183 号	中区本川町一丁目	-	-	-	16,413	1,173	17,586
主要 地方道	Q40120	広島三次線	南区的場町二丁目	-	-	-	17,733	834	18,567
	Q40140-1		南区松原町	16,964	1,890	2,143	19,432	2,831	22,263
	Q40140-2		南区大須賀町	-	-	-	22,262	1,450	23,712
	Q40160		中区白島九軒町	-	-	-	5,609	632	6,241
	Q40800	東海田広島線	東区大須賀町	1,091	2,469	1,662	19,594	1,675	21,269
	Q40810		東区二葉の里二丁目	-	-	-	19,507	1,788	21,295
	Q40830		中区西白島町	-	-	-	23,564	1,648	25,212
一般 県道	Q60090	広島海田線	中区胡町	-	-	-	16,518	3,128	19,646
	Q60300	広島港線	南区皆実町二丁目	-	-	-	26,081	2,817	28,898
一般 市道	Q80180	比治山庚午線	南区比治山本町	-	-	-	17,989	570	18,559
	Q80320	御幸橋三篠線	中区白島北町	-	-	-	17,223	846	18,069
	Q80370	駅前吉島線	南区松原町	-	-	-	18,139	4,329	22,468
	Q80390		南区松川町三丁目	-	-	-	19,435	1,521	20,956
	Q80420		中区東千田町一丁目	-	-	-	18,551	1,156	19,707
	Q80450	中広宇品線	中区基町一丁目	-	-	-	20,908	1,485	22,393
	Q80470		南区段原南一丁目	-	-	-	26,268	1,631	27,899
	Q80480		南区皆実町四丁目	999	3,390	1,452	23,257	1,739	24,996
	Q80490	松原京橋線	東区上大須賀町	-	-	-	21,720	992	22,712
	Q80500		南区京橋町	-	-	-	21,149	786	21,935
	Q80560	鷹野橋宇品線	中区南千田西町	-	-	-	21,668	2,867	24,535

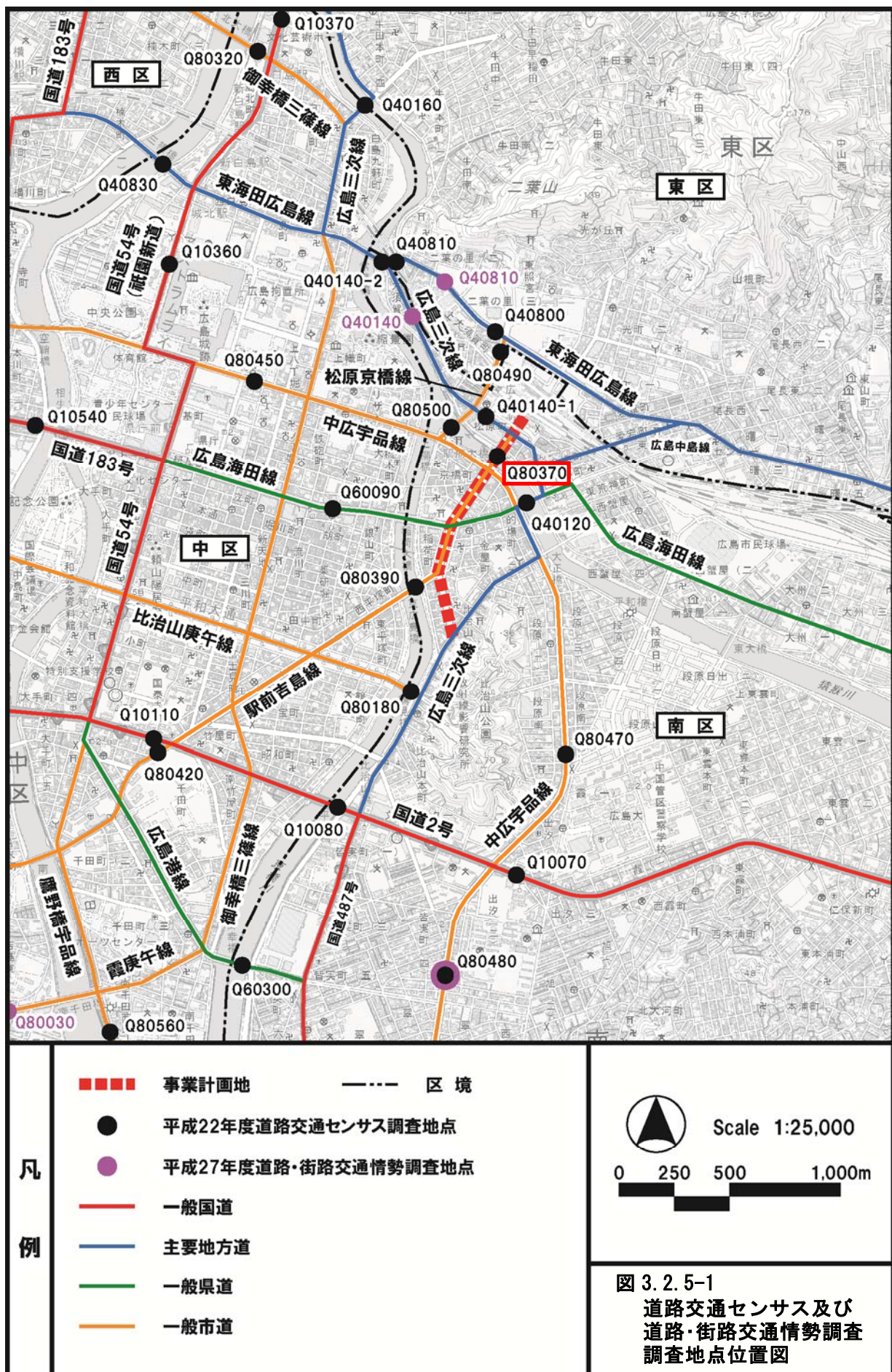
出典：「平成 22 年度道路交通センサス（交通量）」（広島市 HP）

表 3.2.5-2(2) 平成 27 年度道路・街路交通情勢調査結果（平日 12 時間交通量）

（単位：人，台/12h）

区分	調査地点 番号	路線名	観測箇所	歩行者 類	自転車 類	動力付 二輪車	自動車類		自動車 類 合 計
							小型車	大型車	
主要 地方道	Q40140	広島三次線	東区大須賀町	1,095	1,806	1,306	17,794	2,175	19,969
	Q40810	東海田広島線	東区二葉の里一丁目	1,580	1,758	1,062	20,165	1,258	21,423
一般 市道	Q80030	霞庚午線	中区吉島	757	2,481	1,665	26,234	3,282	29,516
	Q80480	中広宇品線	南区皆実町四丁目	957	1,889	794	21,602	1,547	23,149

出典：「平成 27 年度道路・街路交通情勢調査」（広島市 HP）



(2) 鉄軌道

事業計画地周辺の鉄軌道網は、図 3.2.5-2 に示すとおりである。

事業計画地周辺には、JR 山陽新幹線、JR 山陽本線及び JR 芸備線の鉄道路線、路面電車（広島電鉄㈱）の広電本線、広電皆実線、広電宇品線、広電白島線及び広電横川線、新交通システム（広島高速交通㈱）のアストラムラインが存在する。

また、JR 山陽本線の広島駅及び横川駅の乗車人員は表 3.2.5-3、路面電車（広電）の乗車人員は表 3.2.5-4、アストラムラインの本通駅の乗車人員は表 3.2.5-5 に示すとおりである。

表 3.2.5-3 JR 山陽本線乗車人員

年 度	1 日平均乗車人員（人）	
	広島駅	横川駅
平成 26 年度	72,040	17,762
平成 27 年度	73,218	16,758
平成 28 年度	74,592	16,901

出典：「広島市統計書（平成 28 年版）」（広島市 HP）
：「広島市統計書（平成 29 年版）」（広島市 HP）

表 3.2.5-4 路面電車（広電）乗車人員

年 度	乗車人員（千人）	1 日平均 乗車人員（千人）
平成 26 年度	38,603	106
平成 27 年度	38,927	106
平成 28 年度	39,684	109

出典：「広島市統計書（平成 29 年版）」（広島市 HP）

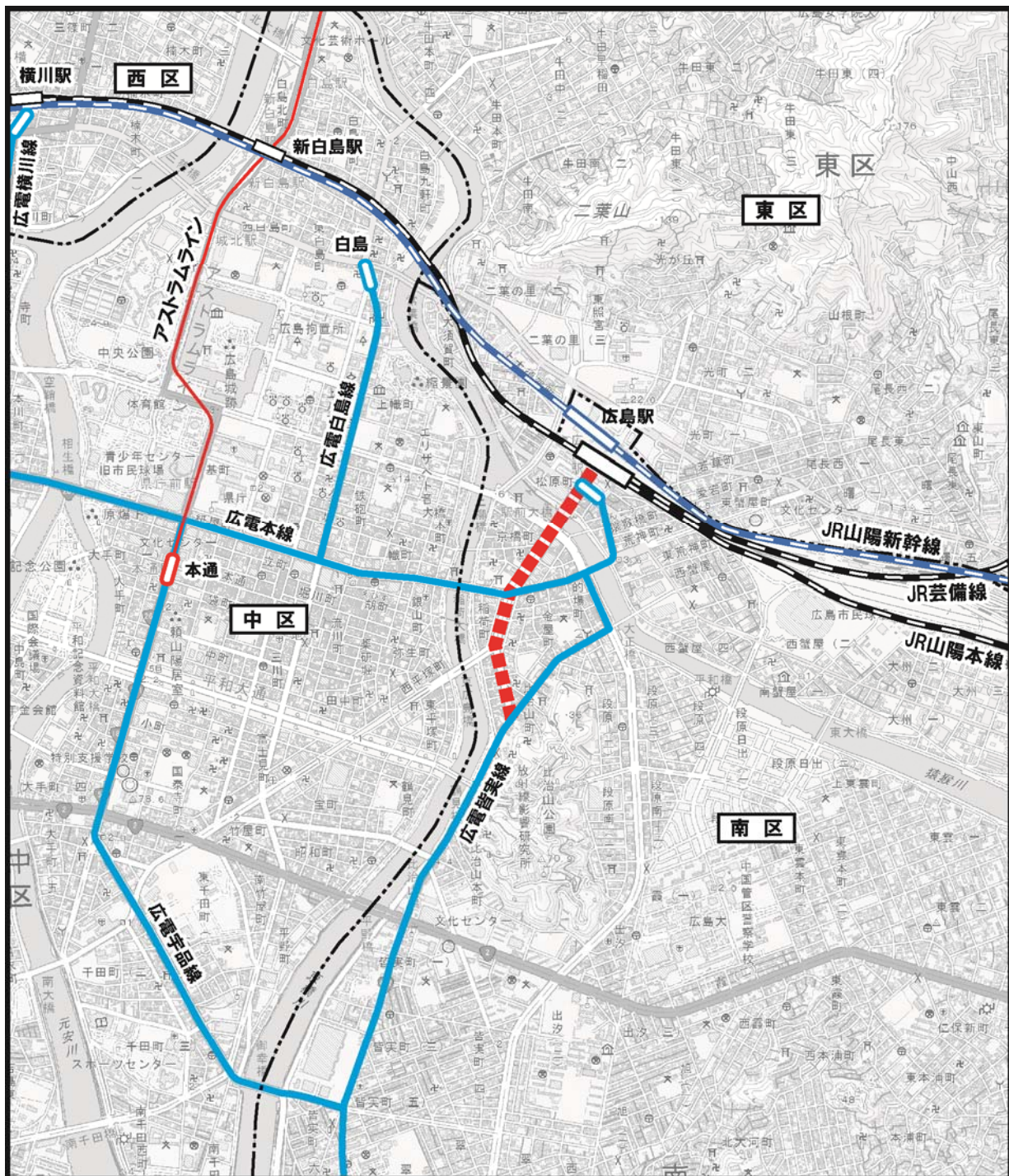
表 3.2.5-5 アストラムライン乗車人員

年 度	乗車人員（千人）
	本通駅
平成 26 年度	4,023
平成 27 年度	4,290
平成 28 年度	4,408

出典：「広島市統計書（平成 29 年版）」（広島市 HP）

(3) バス

事業計画地周辺の主要な道路はバス路線になっており、広島電鉄㈱、広島バス㈱、広島交通㈱等の事業者により路線バスが運行されている。



- | | | | |
|------|------------------|------|----|
| ■■■■ | 事業計画地 | ---- | 区境 |
| — | JR山陽新幹線 | | |
| — | JR各線 | | |
| — | 路面電車(広島電鉄株) | | |
| — | 新交通システム(広島高速交通株) | | |



Scale 1:25,000

0 250 500 1,000m

図 3.2.5-2 鉄軌道網図

3.2.6 環境の保全等に配慮が必要な施設

平成 30 年 6 月現在の事業計画地周辺における環境の保全等に配慮が必要な施設の分布状況は、表 3.2.6-1 及び図 3.2.6-1 に示すとおりである。

事業計画地周辺には、保育園 12 園、幼稚園 6 園、小学校 8 校、中学校 5 校、高校 4 校、大学 3 校、病院・診療所 22 施設、図書館 3 施設、特別養護老人ホーム 1 施設が存在する。

**表 3.2.6-1(1) 事業計画地周辺における
環境の保全等に配慮が必要な施設（平成 30 年 6 月現在）**

No.	種 別	名 称	住 所
1	保育園	竹屋保育園	広島市中区鶴見町 11-25
2		わかくさ保育園	広島市東区光町 2-15-42
3		荒神保育園	広島市南区西蟹屋 3-15-13
4		広島 Y M C A 保育園	広島市中区八丁堀 7-11
5		ルーテル保育所	広島市中区鶴見町 2-12
6		日出みみょう保育園（分園）	広島市南区段原日出 1-14-16
7		段原みみょう保育園	広島市南区段原南 1-5-3
8		レガロ・バンビーニ保育園京橋	広島市南区京橋町 6-3
9		HOPPA 宝町園	広島市中区宝町 8-8
10		認定こども園 流川こども園	広島市中区上幟町 8-30
11		認定こども園 二葉学園	広島市東区二葉の里 2-6-25
12		広島県・広島銀行事業所内保育施設	広島市中区基町 9-42
13	幼稚園	聖母幼稚園	広島市中区幟町 4-42
14		広島三育学院幼稚園	広島市中区竹屋町 4-8
15		安芸幼稚園	広島市南区比治山本町 12-60
16		清美幼稚園	広島市南区段原日出 1-6-9
17		比治山幼稚園	広島市南区比治山本町 1-11
18		みみょう幼稚園	広島市南区段原南 1-5-3
19	小学校	白島小学校	広島市中区西白島町 26-3
20		幟町小学校	広島市中区幟町 3-10
21		袋町小学校	広島市中区袋町 6-36
22		竹屋小学校	広島市中区鶴見町 8-49
23		千田小学校	広島市中区東千田町 2-1-34
24		荒神町小学校	広島市南区西蟹屋 3-7-27
25		段原小学校	広島市南区的場町 2-4-19
26		広島三育学院小学校	広島市中区竹屋町 4-8
27	中学校	幟町中学校	広島市中区上幟町 6-29
28		国泰寺中学校	広島市中区国泰寺町 1-1-41
29		二葉中学校	広島市東区光町 2-15-8
30		段原中学校	広島市南区霞 1-3-30
31		広島女学院中学校	広島市中区上幟町 11-32
32	高 校	基町高等学校	広島市中区西白島町 25-1
33		広島女学院高等学校	広島市中区上幟町 11-32
34		広島桜が丘高等学校	広島市東区山根町 36-1
35		並木学院高等学校	広島市中区小町 8-32
36	大 学	エリザベト音楽大学	広島市中区幟町 4-15
37		広島国際大学	広島市中区幟町 1-5
38		広島大学	広島市南区霞 1-2-3

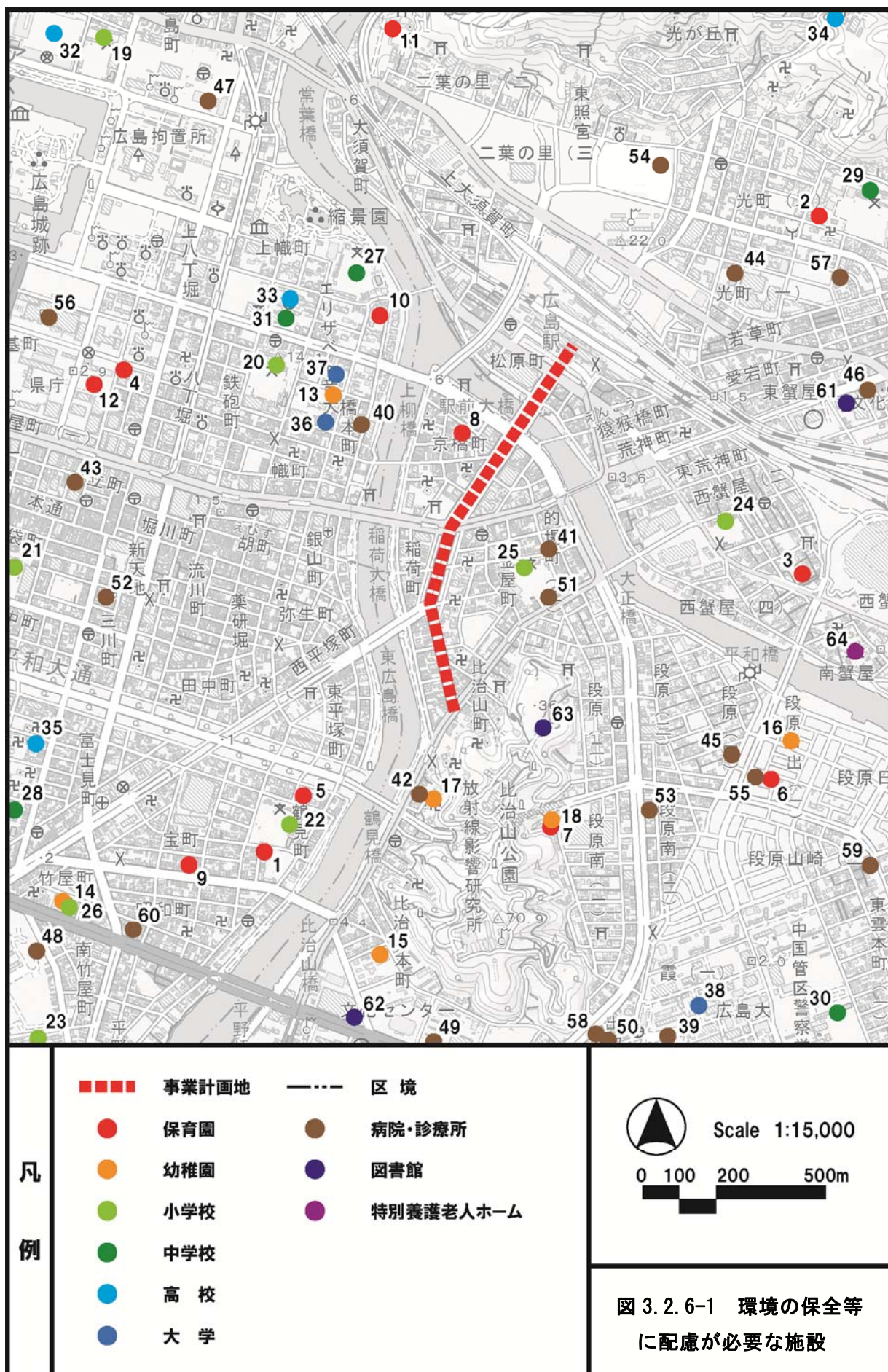
出典：「広島市 HP」
「広島県教育委員会 HP」
「地方創生インターシップ
ポータルサイト」

表 3. 2. 6-1 (2) 事業計画地周辺における
環境の保全等に配慮が必要な施設（平成 30 年 6 月現在）

No.	種 別	名 称	住 所
39	病院・診療所	広島大学病院	広島市南区霞 1-2-3
40		医療法人 土本病院	広島市中区橋本町 4-7
41		澤崎産婦人科	広島市南区的場町 2-2-15
42		まつだ整形外科	広島市南区比治山本町 1-20
43		中澤内科病院	広島市中区立町 4-19
44		槇坪病院	広島市東区光町 1-14-2
45		中西医院	広島市南区段原 4-19-9
46		医療法人社団俊幸会 中川外科胃腸科	広島市東区東蟹屋町 11-23
47		広島通信病院	広島市中区東白島町 19-16
48		医療法人翠清会 翠清会梶川病院	広島市中区東千田町 1-1-23
49		医療法人社団まりも会 ヒロシマ平松病院	広島市南区比治山本町 11-27
50		生塩眼科	広島市南区出汐 1-3-7
51		吉崎整形外科	広島市南区的場町 2-4-28
52		医療法人社団楓会 林病院	広島市中区三川町 3-8
53		医療法人 宮本形成外科	広島市南区段原南 2-3-22
54		医療法人 JR 広島病院	広島市東区二葉の里 3-1-36
55		山田外科内科医院	広島市南区段原日出 1-15-13
56		広島市立広島市民病院	広島市中区基町 7-33
57		医療法人あずさ会 森整形外科	広島市東区光町 1-3-16
58		医療法人 新でしお病院	広島市南区出汐 1-3-9
59		医療法人社団 古川医院	広島市南区東雲本町 1-1-2
60		医療法人ほ一むけあ ほ一むけあクリニック	広島市中区竹屋町 8-8
61	図書館	東区図書館	広島市東区東蟹屋町 10-31
62		南区図書館	広島市南区比治山本町 16-27
63		まんが図書館	広島市南区比治山公園 1-4
64	特別養護 老人ホーム	サンシャイン南蟹屋	広島市南区南蟹屋 1-8-12

出典：「広島市 HP」

：「一般社団法人 広島市医師会 HP」



3.2.7 生活環境施設

(1) 上水道

広島市の上水道の普及率は、表 3.2.7-1 に示すとおりである。

平成 28 年度の広島市の上水道普及率は、98.0%となっている。

表 3.2.7-1 上水道普及率

年 度	世帯数 (戸)		人 口 (人)		普及率 (%) (B) / (A)
	給水区域内	給 水	給水区域内 (A)	給 水 (B)	
平成 24 年度	559,833	548,316	1,240,504	1,214,101	97.9
平成 25 年度	566,426	554,555	1,246,359	1,219,682	97.9
平成 26 年度	571,024	559,421	1,248,523	1,222,788	97.9
平成 27 年度	577,069	565,621	1,251,520	1,226,403	98.0
平成 28 年度	582,170	570,869	1,253,940	1,229,392	98.0

注 1：安芸郡府中町及び坂町の全域並びに山県郡安芸太田町の一部を含んでいる。

注 2：世帯数及び人口は、各年度末現在の住民基本台帳に基づく算出数値である。

出典：「広島市統計書（平成 29 年版）」（広島市 HP）

(2) 下水道

広島市の下水道の普及率は、表 3.2.7-2 に示すとおりである。

平成 29 年の広島市の下水道普及率は、94.9%となっている。

表 3.2.7-2 下水道普及率

年 次	人 口 (人)		普及率 (%) (B) / (A)
	行政区域人口 (A)	処理区域人口 (B)	
平成 27 年	1,188,067	1,118,030	94.1
平成 28 年	1,190,877	1,124,270	94.4
平成 29 年	1,193,051	1,131,720	94.9

注 1：行政区域人口は、住民基本台帳人口である。

注 2：各年 3 月 31 日現在

出典：「広島市統計書（平成 29 年版）」（広島市 HP）

(3) 廃棄物

① ごみ

広島市内のごみの処分状況は、表 3.2.7-3 に示すとおりである。

平成 28 年度における広島市内のごみの総量は、399,848t となっている。また、ごみの処分方法では焼却が約 75%と最も多く、平成 28 年度は 300,020t が焼却されている。

表 3. 2. 7-3 ごみ処分状況

(単位：t)

年 度	総 量	焼 却	埋 立	再 生	無害化	1 日平均 処分量
平成 24 年度	398,947	298,237	54,722	45,616	372	1,093
平成 25 年度	405,959	303,687	55,859	46,071	342	1,112
平成 26 年度	410,673	305,635	57,622	47,054	362	1,125
平成 27 年度	408,065	304,976	55,986	46,753	350	1,115
平成 28 年度	399,848	300,020	53,436	46,049	343	1,095

注：埋立量には焼却灰を含む。

出典：「広島市統計書（平成 29 年版）」（広島市 HP）

② し 尿

広島市内のし尿及び浄化槽汚泥処理状況は、表 3. 2. 7-4 に示すとおりである。

広島市内のし尿及び浄化槽汚泥の収集量の総量は減少傾向にあり、平成 28 年度は 59,077kL となっている。また、収集したし尿及び浄化槽汚泥の処理については、全て陸上処理されている。

表 3. 2. 7-4 し尿及び浄化槽汚泥処理状況

(単位：kL)

年 度	収 集 量			処 理 量		
	総 量	都市整備 公社	業 者	総 量	陸上処理	農村還元
平成 24 年度	68,729 (29,656)	2,809 (2,809)	65,920 (26,847)	68,729 (29,656)	68,729 (29,656)	— (—)
平成 25 年度	67,376 (28,515)	2,828 (2,828)	64,548 (25,687)	67,376 (28,515)	67,376 (28,515)	— (—)
平成 26 年度	62,261 (27,621)	2,775 (2,775)	59,486 (24,846)	62,261 (27,621)	62,261 (27,621)	— (—)
平成 27 年度	60,721 (26,543)	2,680 (2,680)	58,041 (23,863)	60,721 (26,543)	60,721 (26,543)	— (—)
平成 28 年度	59,077 (25,587)	2,740 (2,740)	56,337 (22,847)	59,077 (25,587)	59,077 (25,587)	— (—)

注 1：（ ）内の数字は、し尿の収集及び処理量（内数）である。

注 2：浄化槽及び公共下水道により処理されたし尿は除く。

注 3：安芸地区衛生管理組合（一部事務組合）の管轄区域（東区福田、馬木、温品地域及び安芸区）から排出されたし尿及び浄化槽汚泥は除く。

注 4：業者には、委託業者収集量（西区新庄町、安佐南区、安佐北区及び佐伯区のし尿）、許可業者収集量（浄化槽汚泥）を含む。

出典：「広島市統計書（平成 29 年版）」（広島市 HP）

(4) 温室効果ガス

広島市内から排出される温室効果ガス排出量の推移は、表 3.2.7-5 に示すとおりである。

広島市の平成 28 年度における温室効果ガスの総排出量は 820.4 万 t-CO₂ であり、基準年度（平成 25 年度）に比べて 59.2 万 t-CO₂（6.7%）減少している。

表 3.2.7-5 温室効果ガス排出量の推移

（単位：万 t-CO₂）

区 分	平成 2 年度	平成 17 年度	平成 25 年度 【基準年度】	平成 27 年度		平成 28 年度	
				排出量	基準年度比	排出量	基準年度比
二酸化炭素 (CO ₂)	751.9	878.6	837.3	778.3	-7.0% (-11.4%)	769.9	-8.0% (-12.4%)
産業部門	186.9	165.3	160.1	154.5	-3.5% (-6.5%)	153.3	-4.2% (-7.2%)
民生／家庭部門	146.3	213.1	224.4	210.9	-6.0% (-1.0%)	210.2	-6.3% (-1.4%)
民生／業務部門	196.0	265.3	272.6	243.9	-10.5% (-8.1%)	237.8	-12.8% (-10.4%)
運輸部門	207.6	222.3	163.0	151.2	-7.2% (-32.0%)	152.1	-6.7% (-31.6%)
廃棄物	15.1	12.6	17.2	17.7	+2.8% (+40.8%)	16.5	-4.2% (+31.2%)
メタン (CH ₄)	3.0	2.3	2.9	3.1	+9.6% (+38.3%)	3.1	+9.7% (+38.4%)
一酸化二窒素 (N ₂ O)	16.5	13.2	13.1	13.5	+3.2% (+2.7%)	13.6	+3.8% (+3.4%)
代替フロン等 4 ガス (HFC, PFC, SF ₆ , NF ₃)	0.7 ※	6.9	26.3	33.7	+28.0% (+387.0%)	33.7	+28.0% (+387.0%)
合 計	772.1	901.0	879.6	828.6	-5.8% (-8.0%)	820.4	-6.7% (-8.9%)
1 人当たり排出量 (t -CO ₂ /人)	7.15	7.78	7.41	6.96	-6.1% (-10.6%)	6.87	-7.3% (-11.7%)

注 1：値は、今後、各種統計データの年報値の修正、算定方法の見直し等により変更される場合がある。

注 2：基準年度比欄の（ ）付の数値は、平成 17 年度を基準とした場合の比を示している。

注 3：排出量は四捨五入して掲載しているため、合計欄の数値と部門ごとの内訳が一致しない場合や、基準年度比の数値が排出量による比率と整合しない場合がある。

注 4：一人当たり排出量の算出に使用した広島市人口は、各年 12 月 31 日現在の値である。

※「代替フロン等 4 ガス」の平成 2 年度欄の数値は、平成 7 年度のデータである。

出典：「広島市の温室効果ガス排出量（平成 27 年度確定値及び平成 28 年度速報値）」（広島市 HP）

3.2.8 環境の保全のための法令等

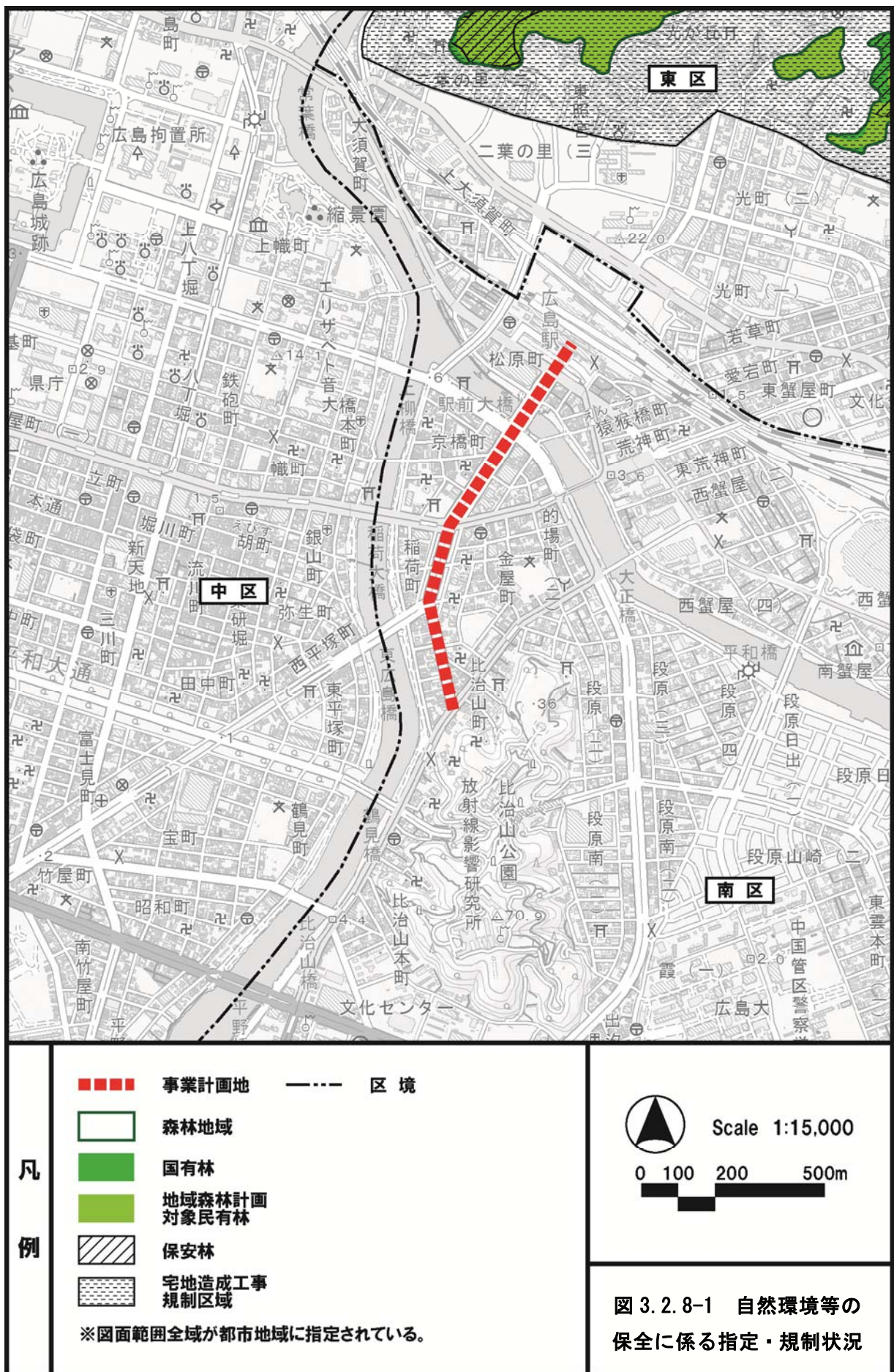
(1) 自然環境等の保全に係る地域等の指定及び規制の状況

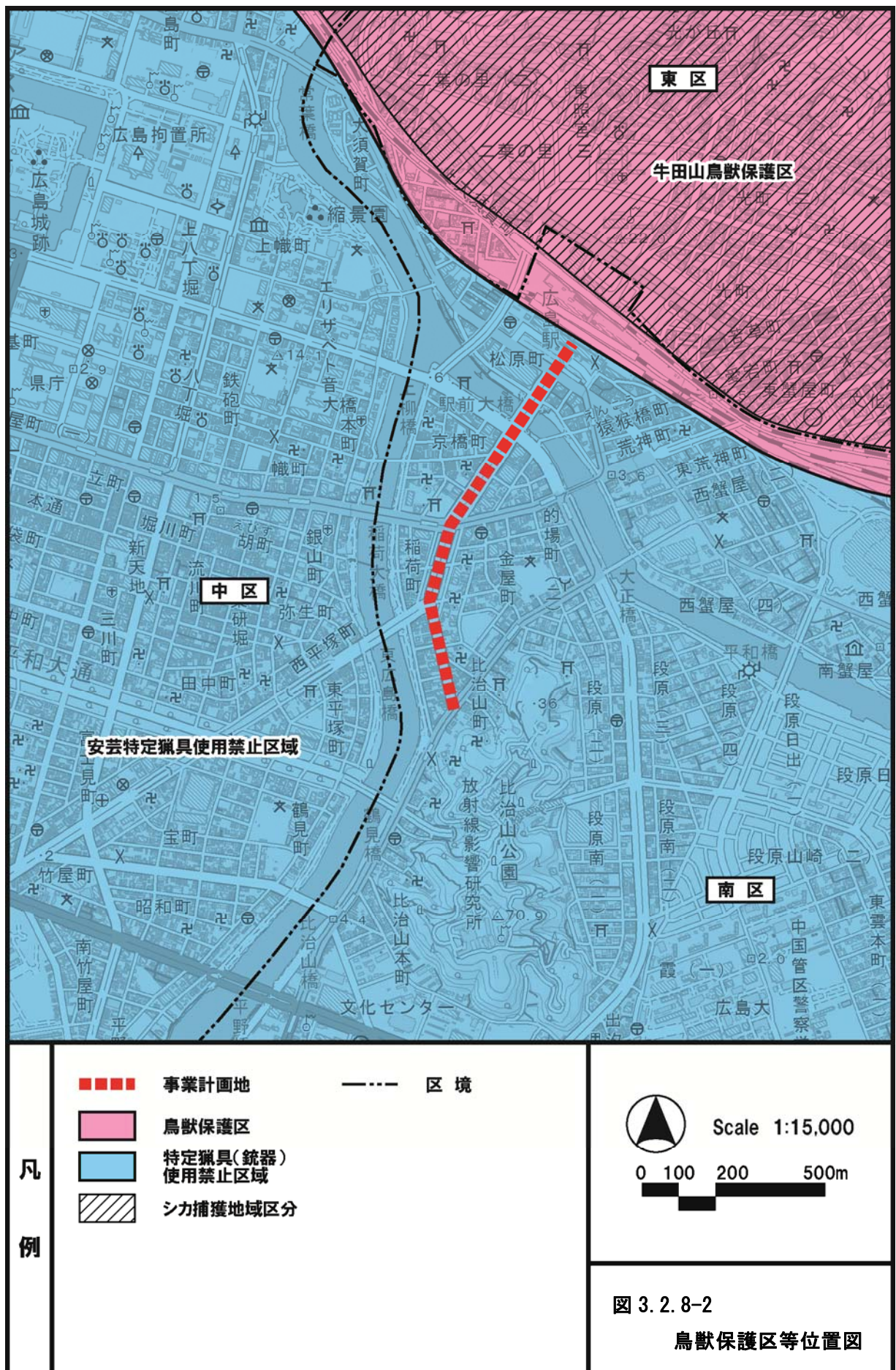
事業計画地における法令等に基づく地域・区域等の指定状況は、表 3.2.8-1 及び図 3.2.8-1、鳥獣保護区等位置図は、図 3.2.8-2 に示すとおりである。

事業計画地は、国土利用計画法の都市地域、都市計画法の都市計画地域に位置している。その他の法令等に基づく地域・区域等の指定はない。

表 3.2.8-1 自然環境等の保全に係る地域・区域等の指定状況

区分	法令等	地域・区域等	指定の有無	備 考
自然環境保全	自然環境保全法	原生自然環境保全地域	×	
		自然環境保全地域	×	
	自然公園法	国立公園、国定公園等	×	
	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区等	×	図 3.2.8-2
	広島県自然環境保全条例	県自然環境保全地域	×	
		緑地環境保全地域	×	
	広島県自然海浜保全条例	自然海浜保全地区	×	
	ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例	景観形成地域	×	
		大規模行為の届出対象地域	×	
土地利用	国土利用計画法	都市地域	○	図 3.2.8-1
		農業地域	×	
		森林地域	×	図 3.2.8-1
		自然公園地域	×	
		自然保全地域	×	
	都市計画法	都市計画地域	○	図 3.2.3-1
		用途地域	○	図 3.2.3-1
	農業振興地域の整備に関する法律	農業振興地域	×	
		農用地区域	×	
防災	森林法	国有林	×	図 3.2.8-1
		地域森林計画対象民有林	×	図 3.2.8-1
		保安林	×	図 3.2.8-1
	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	×	
	砂防法	砂防指定地	×	
	地すべり等防止法	地すべり防止区域	×	
	宅地造成等規制法	宅地造成工事規制区域	×	図 3.2.8-1
その他	文化財保護法	史跡・名勝・天然記念物	×	図 3.1.5-2 図 3.1.5-3
	広島県文化財保護条例	史跡・名勝・天然記念物（県指定）	×	
	広島市文化財保護条例	史跡・名勝・天然記念物（市指定）	×	





(2) 公害の防止に係る地域等の指定及び規制の状況

① 大気環境

1) 大気汚染

大気汚染に係る環境基準は、表 3.2.8-2 に示すとおりである。

表 3.2.8-2 大気汚染に係る環境基準

(昭和 48 年 5 月 8 日環境庁告示第 25 号)
(昭和 53 年 7 月 11 日環境庁告示第 38 号)
(平成 9 年 2 月 4 日環境庁告示第 4 号)
(平成 11 年 12 月 27 日環境庁告示第 68 号)
(平成 21 年 9 月 9 日環境省告示第 33 号)

物 質	環境上の条件
二酸化いおう (SO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04 ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1 ppm 以下であること。
一酸化炭素 (CO)	1 時間値の 1 日平均値が 10 ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20 ppm 以下であること。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1 時間値の 1 日平均値が 0.10 mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20 mg/m ³ 以下であること。
光化学オキシダント (O _x)	1 時間値が 0.06 ppm 以下であること。
二酸化窒素 (NO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04 ppm から 0.06 ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。
ベンゼン	1 年平均値が 0.003 mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.2 mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2 mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15 mg/m ³ 以下であること。
ダイオキシン類	1 年平均値が 0.6 pg-TEQ/m ³ 以下であること。
微小粒子状物質	1 年平均値が 15 μg/m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 μg/m ³ 以下であること。
備考	
1：環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。 2：浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が 10 μm 以下のものをいう。 3：光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。 4：二酸化窒素について、1 時間値の 1 日平均値が 0.04 ppm から 0.06 ppm までのゾーン内にある地域にあっては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとらないよう努めるものとする。 5：ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。 6：ダイオキシン類の基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。 7：微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が 2.5 μm の粒子を 50% の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。	

2) 騒 音

a. 環境基準

騒音に係る環境基準は表 3.2.8-3、騒音に係る環境基準の地域の類型指定は表 3.2.8-4 に示すとおりである。

事業計画地周辺の用途地域の指定は、商業地域、近隣商業地域、準工業地域及び第 2 種住居地域であるため、環境基準の地域の類型は B 及び C に該当する。

表 3.2.8-3 騒音に係る環境基準

(平成 10 年 9 月 30 日環境庁告示第 64 号)

【ア】道路に面する地域以外の地域		
地域の類型	基準値	
	昼 間 (6～22 時)	夜 間 (22～翌 6 時)
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下
【イ】道路に面する地域		
地域の区分	基準値	
	昼 間 (6～22 時)	夜 間 (22～翌 6 時)
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域 及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下
注：「車線」とは、1 縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。		
【ウ】幹線交通を担う道路に近接する空間		
基準値		
昼 間 (6～22 時)	夜 間 (22～翌 6 時)	
70 デシベル以下	65 デシベル以下	
備考：個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。		
注 1：「幹線交通を担う道路」とは、道路法第 3 条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては 4 車線以上の区間に限る。）並びに一般自動車道であって都市計画法施行規則第 7 条第 1 項第 1 号に定める自動車専用道路をいうものとする。		
注 2：「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路にあっては道路端から 15 メートルまでの範囲、また、2 車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路にあっては道路端から 20 メートルまでの範囲をいう。		
※この環境基準は、航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用しないものとする。		

表 3.2.8-4 騒音に係る環境基準の地域の類型指定

(平成 24 年 3 月 30 日広島市告示第 116 号)

該当類型	地域の区分
AA	該当地域なし
A	第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域
B	第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域及び用途地域の定めのない地域（C 類型に該当する地域を除く。）
C	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域 佐伯区湯来町のうち大字下（字宇佐・字津伏及び字久日市の地域に限る。）、大字伏谷（字今山（137 番地の 1 から 137 番地の 55 まで・145 番地・146 番地及び 149 番地の地域に限る。）及び字岡野原（778 番地の 1 から 778 番地の 14 までの地域に限る。）に限る。）の地域
備考：この表に掲げる地域（用途地域の定めのある地域及び用途地域の定めのない地域として表示された地域を除く。）は、平成 17 年 4 月 25 日における町、字又は地番の区域によって表示されたものとする。	

b. 規制基準

「騒音規制法」（昭和 43 年 6 月 10 日法律第 98 号）に基づく、特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準は表 3.2.8-5、特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準は表 3.2.8-6、自動車騒音の限度は表 3.2.8-7 に示すとおりである。

事業計画地周辺の用途地域の指定は、商業地域、近隣商業地域、準工業地域及び第 2 種住居地域であるため、自動車騒音の限度の区分は b 区域及び c 区域に該当する。

表 3.2.8-5 特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準

(昭和 43 年 11 月 27 日厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示 1 号)

(昭和 48 年 3 月 17 日広島県告示第 171 号)

(昭和 61 年 4 月 1 日広島市告示第 96 号)

区域の区分	区域の範囲	許容限度（デシベル）		
		昼 間 (8～18 時)	朝 (6～8 時) 夕 (18～22 時)	夜 間 (22～翌 6 時)
第 1 種区域	第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域	50 (50)	45 (45)	45 (45)
第 2 種区域	第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域 第 1 種住居地域、第 2 種住居地域 準住居地域、用途地域の定めのない地域	55 (55)	50 (50)	45 (45)
第 3 種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域	60 (65)	60 (65)	50 (55)
第 4 種区域	工業地域、工業専用地域	70 (70)	70 (70)	60 (65)
備考				
1：騒音規制法、広島県生活環境の保全等に関する条例における規制基準とは、特定工場等の敷地境界線上における騒音の大きさをいう。				
2：（ ）内は、広島県生活環境の保全等に関する条例の規制基準を表す。				

表 3.2.8-6 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準

(昭和 43 年 11 月 27 日厚生省・建設省告示 1 号)

(昭和 61 年 4 月 1 日広島市告示第 96 号)

敷地境界における大きさ	作業時間	1 日の作業時間長	作業期間	作業日
85 デシベル	午後 7 (10) 時から 翌日午前 7 (6) 時 まで行われないこと	10 (14) 時間を 超えないこと	連続して 6 日を 超えないこと	日曜日その他の 休日に行われないこと
—	適用除外：①～④	適用除外：①・②	適用除外：①・②	適用除外：①～⑤
注 1：特定建設作業の種類は以下のとおりである。 1. くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業 2. びょう打機を使用する作業 3. さく岩機を使用する作業 4. 空気圧縮機を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。） 5. コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業 6. バックホウを使用する作業 7. トラクターショベルを使用する作業 8. ブルドーザーを使用する作業 注 2：指定地域（広島市内全域）のうち、工業地域内の学校、保育所、病院・入院施設、図書館、特別養護老人ホーム等の敷地から 80m を超えるところの作業時間及び 1 日の作業時間長は、（ ）内に示すとおりである。 注 3：適用除外欄の各項は次のとおりである。 ① 災害その他非常事態の発生により緊急に行う必要がある場合 ② 人の生命・身体の危険防止のため必要な場合 ③ 鉄道・軌道の正常な運行確保のため必要な場合 ④ 道路法による占用許可（協議）又は道路交通法による使用許可（協議）に条件が付された場合 ⑤ 変電所の変更工事で作業従事者の生命・身体の安全確保のため必要な場合				

**表 3.2.8-7 騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における
自動車騒音の限度を定める省令**

(平成 12 年 3 月 2 日総理府令第 15 号)
(昭和 61 年 4 月 1 日広島市告示第 96 号)

区分	当てはめ地域	車線等	時間の区分	
			昼 間 (6 時～22 時)	夜 間 (22 時～翌 6 時)
a 区域	第 1 種低層住居専用地域	1 車線	65 デシベル	55 デシベル
	第 2 種低層住居専用地域	2 車線以上	70 デシベル	65 デシベル
	第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域	近接区域	75 デシベル	70 デシベル
b 区域	第 1 種住居地域、第 2 種住居地域	1 車線	65 デシベル	55 デシベル
	準住居地域、用途地域の定めのない地域 (c 区域に該当する区域を除く。)	2 車線以上 近接区域	75 デシベル	70 デシベル
c 区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、 工業地域、工業専用地域 佐伯区湯来町のうち大字下（字宇佐・字 津伏及び字久日市の地域に限る。）、大字 伏谷（字今山(137 番地の 1 から 137 番 地の 55 まで・145 番地・146 番地及び 149 番地の地域に限る。）及び字岡野原(778 番地の 1 から 778 番地の 14 までの地域 に限る。）に限る。）の地域	車線を有する 道路 近接区域	75 デシベル	70 デシベル
注 1: 騒音の評価手法は、等価騒音レベルによるものとする。 注 2: 「車線」とは、1 縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な幅員を有する帯状の車道の部分をいう。 注 3: 「近接区域」とは、「幹線交通を担う道路に近接する区域」をいい、2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路は、道路の敷地の境界線から 15 メートルまでの範囲、また、2 車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路は、道路の敷地の境界線から 20 メートルまでの範囲をいう。 注 4: 「幹線交通を担う道路」とは、道路法第 3 条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては 4 車線以上の区間に限る。）並びに一般自動車道であって都市計画法施行規則第 7 条第 1 項第 1 号に定める自動車専用道路をいう。				

なお、軌道の走行に伴う騒音に係る基準等は定められていない。

3) 振 動

振動について環境基準は定められていない。

「振動規制法」（昭和 51 年 6 月 10 日法律第 64 号）に基づく、特定工場等において発生する振動の規制に関する基準は表 3.2.8-8、特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準は表 3.2.8-9、道路交通振動の限度は表 3.2.8-10 に示すとおりである。

事業計画地周辺の用途地域の指定は、商業地域、近隣商業地域、準工業地域及び第 2 種住居地域であるため、道路交通振動の限度の区域の区分は第 1 種区域及び第 2 種区域に該当する。

なお、軌道の走行に伴う振動に係る基準等は定められていないが、新幹線において、「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について(勧告)」（昭和 51 年 3 月 12 日 環大特 32 号環境庁長官通知）があり、表 3.2.8-11 に示すとおりである。

表 3.2.8-8 特定工場等において発生する振動の規制に関する基準

(昭和 51 年 11 月 10 日環境庁告示 90 号)

(昭和 61 年 4 月 1 日広島市告示第 97 号)

区域の区分	区域の範囲	許容限度 (デシベル)	
		昼 間 (7～19 時)	夜 間 (19～翌 7 時)
第 1 種区域	第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域 第 1 種住居地域、第 2 種住居地域 準住居地域、用途地域の定めのない地域	60	55
第 2 種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域 工業地域	65	60
備考：振動規制法における規制基準とは、特定工場等の敷地境界線上における振動の大きさをいう。			

表 3.2.8-9 特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準

(振動規制法施行規則別表第 1)

(昭和 61 年 4 月 1 日広島市告示第 97 号)

敷地境界に おける大きさ	作業時間	1 日の作業時間長	作業期間	作業日
75 デシベル	午後 7 (10) 時から 翌日午前 7 (6) 時 まで行われない こと	10 (14) 時間を 超えないこと	連続して 6 日を 超えないこと	日曜日その他の 休日に行われない こと
—	適用除外：①～④	適用除外：①・②	適用除外：①・②	適用除外：①～⑤
注 1：特定建設作業の種類は以下のとおりである。 1. くい打ち機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業 2. 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業 3. 舗装版破碎機を使用する作業 4. ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業 注 2：指定地域（工業専用地域を除く広島市内全域）のうち、工業地域内の学校、保育所、病院・入院施設、図書館、特別養護老人ホーム等の敷地から 80m を超えるところの作業時間及び 1 日の作業時間長は、（ ）内に示すとおりである。 注 3：適用除外欄の各項は次のとおりである。 ① 災害その他非常事態の発生により緊急に行う必要がある場合 ② 人の生命・身体の危険防止のため必要な場合 ③ 鉄道・軌道の正常な運行確保のため必要な場合 ④ 道路法による占用許可（協議）又は道路交通法による使用許可（協議）に条件が付された場合 ⑤ 変電所の変更工事で作業従事者の生命・身体の安全確保のため必要な場合				

表 3.2.8-10 道路交通振動の限度

(振動規制法施行規則別表第2)
(昭和61年4月1日広島市告示第97号)

区域の区分	当てはめ地域	時間の区分	
		昼 間 (7～19時)	夜 間 (19～翌7時)
第1種区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域、第2種住居地域 準住居地域、用途地域の定めのない地域 (第2種区域に該当する区域を除く。)	65 デシベル	60 デシベル
第2種区域	近隣商業地域、商業地域 準工業地域、工業地域 佐伯区湯来町のうち大字下(字宇佐・字津伏及び字久日市の地域に限る。)、大字伏谷(字今山(137番地の1から137番地の55まで・145番地・146番地及び149番地の地域に限る。))及び字岡野原(778番地の1から778番地の14までの地域に限る。))の地域	70 デシベル	65 デシベル
注：振動レベルは、5秒間隔100個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の80%レンジの上端の数値を、昼間及び夜間の区分ごとに全てについて平均した数値とする。			

表 3.2.8-11 環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について(勧告)

(昭和51年3月12日 環大特32号環境庁長官通知)

70 デシベルを超える地域について緊急に振動源及び障害防止対策等を講ずること。 病院、学校その他特に静穏の保持を要する施設の存する地域については、特段の配慮をするとともに、可及的速やかに措置すること。
注：測定は、上り及び下りの列車を合わせて、原則として連続して通過する20本の列車について、当該通過列車ごとの振動のピークレベルを読み取って行うものとする。

4) 悪 臭

悪臭について環境基準は定められていない。

「悪臭防止法」(昭和46年6月1日法律第91号)に基づく規制基準は表3.2.8-12に示すとおりであり、広島市内全域について規制されている。

事業計画地周辺の用途地域の指定は、商業地域、近隣商業地域、準工業地域及び第2種住居地域であるため、区域の区分は第1種区域及び第2種区域に該当する。

表 3.2.8-12 悪臭防止法に基づく規制基準

(平成 23 年 5 月 16 日広島市告示第 240 号)

【敷地境界の規制基準】(法第 4 条第 2 項第 1 号の規制基準)		
区域の区分	当てはめ地域	許容限度
第 1 種区域	第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域 第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域	臭気指数 10
第 2 種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域 用途地域の定めのない地域 (第 3 種区域に該当する区域を除く。)	臭気指数 13
第 3 種区域	工業地域、工業専用地域、都市計画区域の定めのない地域 (佐伯区湯来町及び佐伯区杉並台のうち別表※に掲げる地域を除く。)	臭気指数 15
【気体排出口の規制基準】(法第 4 条第 2 項第 2 号の規制基準) 敷地境界の規制基準を基礎として、悪臭防止法施行規則 (昭和 47 年総理府令第 39 号) 第 6 条の 2 に定める方法により算出した臭気排出強度又は臭気指数とする。		
【排水水の規制基準】(法第 4 条第 2 項第 3 号の規制基準) 敷地境界の規制基準を基礎として、悪臭防止法施行規則第 6 条の 3 に定める方法により算出した臭気指数とする。		
※別表に掲げる地域は以下のとおり ・ 広島市佐伯区湯来町は、以下の大字 (耕地部・山林部) 内の指定字及び地番の範囲 伏谷、白砂、葛原、和田、菅沢、多田 ・ 広島市佐伯区杉並台においては、全部の区域		

② 水環境

水質汚濁 (人の健康の保護) 及びダイオキシン類 (水質・底質) に係る環境基準は表 3.2.8-13、河川の水質汚濁 (生活環境の保全) に係る環境基準は表 3.2.8-14 及び表 3.2.8-15、河川の水質汚濁 (生活環境の保全) に係る環境基準の類型指定は表 3.2.8-16 に示すとおりである。

事業計画地周辺の河川に係る環境基準の類型指定を見ると、旧太田川、元安川、京橋川は A 類型、猿猴川は B 類型に指定されている。なお、二又川については類型は指定されていない。

表 3.2.8-13 水質汚濁(人の健康の保護)・ダイオキシン類(水質・底質)に係る環境基準

(昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号)

(平成 9 年 3 月 13 日環境庁告示第 10 号)

(平成 11 年 12 月 27 日環境庁告示第 68 号)

項 目	基準値	
	公共用水域	地下水
カドミウム	0.003 mg/L 以下	0.003 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。	検出されないこと。
鉛	0.01 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.05 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下	0.0005 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下
クロロエチレン	—	0.002 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	0.004 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン※	0.04 mg/L 以下	0.04 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下	1 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下	0.006 mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下
チウラム	0.006 mg/L 以下	0.006 mg/L 以下
シマジン	0.003 mg/L 以下	0.003 mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下
ベンゼン	0.01 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下
セレン	0.01 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下	10 mg/L 以下
ふっ素	0.8 mg/L 以下	0.8 mg/L 以下
ほう素	1 mg/L 以下	1 mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下
ダイオキシン類 (水質)	1 pg-TEQ/L 以下	
ダイオキシン類 (底質)	150 pg-TEQ/g 以下	—
備考		
1：基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2：「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3：ダイオキシン類の基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。 4：ダイオキシン類 (水質) の基準値は、年間平均値とする。 ※1,2-ジクロロエチレンについては、公共用水域はシス体の濃度に対する基準値、地下水はシス体及びトランス体の濃度の和に対する基準値。		

表 3.2.8-14 水質汚濁（生活環境の保全）に係る環境基準（河川）【ア】

（昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道 1 級 自然環境保全 及び A 以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	50MPN/100mL 以下
A	水道 2 級 水産 1 級 水浴 及び B 以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	1,000MPN/100mL 以下
B	水道 3 級 水産 2 級 及び C 以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5 mg/L 以上	5,000MPN/100mL 以下
C	水産 3 級 工業用水 1 級 及び D 以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/L 以下	50 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—
D	工業用水 2 級 農業用水 及び E の欄に掲げ るもの	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/L 以下	100 mg/L 以下	2 mg/L 以上	—
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10 mg/L 以下	ごみ等の浮遊が 認められないこ と。	2 mg/L 以上	—

備考

- 1：基準値は、日間平均値とする。
- 2：農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5 mg/L 以上とする。

注

- 1：自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2：水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
：水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
：水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3：水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
：水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用
：水産 3 級：コイ、フナ等、 β -中腐水性水域の水産生物用
- 4：工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
：工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
：工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの
- 5：環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

表 3.2.8-15 水質汚濁（生活環境の保全）に係る環境基準（河川）【イ】

（平成 15 年 11 月 5 日環境省告示第 123 号）

項目類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.0006 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.04 mg/L 以下
備考：基準値は、年間平均値とする。				

表 3.2.8-16 水質汚濁（生活環境の保全）に係る環境基準の類型指定（河川）

（昭和 45 年 9 月 1 日閣議決定）

水域名	名 称	範 囲	当該類型	指定年月日	指定機関
広島市内水域	太田川上流	行森川合流点から祇園水門まで	河川－A	S45.9.1	国
	太田川下流	祇園水門より下流	〃－B		
	天満川	全域	〃－A		
	旧太田川	全域	〃－A		
	元安川	全域	〃－A		
	京橋川	全域	〃－A		
	猿猴川	全域	〃－B	S60.3.18	広島県
	瀬野川	全域	〃－B	S45.9.1	国
	府中大川	全域	〃－D	S61.3.31	広島県
八幡川水域	八幡川上流	郡橋より上流	〃－A	S50.6.13	広島県
	八幡川下流	郡橋より下流	〃－B		
太田川関連支川水域	水内川	全域	〃－A	S50.6.13	広島県
	太田川上流（二）	明神橋から行森川合流点まで	〃－A		
	吉山川	全域	〃－A		
	鈴張川	全域	〃－A		
	根谷川上流	代田一合橋より上流	〃－A		
	根谷川下流	代田一合橋より下流	〃－B		
	三篠川	全域	〃－A		
	安川	全域	〃－B		
	古川下流	安川合流点より下流	〃－B		

③ 土壌環境

土壌汚染に係る環境基準は、表 3.2.8-17 に示すとおりである。

また、「土壌汚染対策法」（平成 14 年 5 月 29 日法律第 53 号）に基づく特定有害物質及び指定区域の指定基準は、表 3.2.8-18 に示すとおりである。

表 3.2.8-17 土壌汚染に関する環境基準

(平成 3 年 8 月 23 日環境庁告示第 46 号)
(平成 11 年 12 月 27 日環境庁告示第 68 号)
(平成 28 年 3 月 29 日環境省告示第 30 号)

項 目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.01 mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kg につき 0.4 mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐(りん)	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01 mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05 mg 以下であること。
砒(ひ)素	検液 1L につき 0.01 mg 以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌 1 kg につき 15 mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005 mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る。)において、土壌 1 kg につき 125 mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02 mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002 mg 以下であること。
クロロエチレン	検液 1L につき 0.002 mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004 mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1 mg 以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04 mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1 mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006 mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03 mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01 mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002 mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006 mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003 mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02 mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01 mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01 mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8 mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1 mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05 mg 以下であること。
ダイオキシン類	1,000 pg-TEQ/g 以下
備考	
1: カドミウム、鉛、六価クロム、砒(ひ)素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.01 mg、0.01 mg、0.05 mg、0.01 mg、0.0005 mg、0.01 mg、0.8 mg 及び 1 mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.03 mg、0.03 mg、0.15 mg、0.03 mg、0.0015 mg、0.03 mg、2.4 mg 及び 3 mg とする。 2: 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3: 有機燐(りん)とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。 4: ダイオキシン類の基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。	

表 3.2.8-18 土壤汚染対策法に基づく特定有害物質及び指定区域の指定基準

(土壤汚染対策法施行規則別表第3・別表第4)

特定有害物質の種類		＜地下水の摂取などによるリスク＞ 土壌溶出量基準	＜直接摂取によるリスク＞ 土壌含有量基準
(揮発性有機化合物) 第一種特定有害物質	クロロエチレン	検液 1L につき 0.002 mg 以下であること	
	四塩化炭素	検液 1L につき 0.002 mg 以下であること	
	1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004 mg 以下であること	
	1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1 mg 以下であること	
	シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04 mg 以下であること	
	1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002 mg 以下であること	
	ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02 mg 以下であること	
	テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01 mg 以下であること	
	1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1 mg 以下であること	
	1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006 mg 以下であること	
	トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03 mg 以下であること	
	ベンゼン	検液 1L につき 0.01 mg 以下であること	
(重金属等) 第二種特定有害物質	カドミウム及びその化合物	検液 1L につきカドミウム 0.01 mg 以下であること	土壌 1 kg につき カドミウム 150 mg 以下であること
	六価クロム化合物	検液 1L につき六価クロム 0.05 mg 以下であること	土壌 1 kg につき 六価クロム 250 mg 以下であること
	シアン化合物	検液中にシアンが検出されないこと	土壌 1 kg につき 遊離シアン 50 mg 以下であること
	水銀及びその化合物	検液 1L につき水銀 0.0005 mg 以下であり、かつ、 検液中にアルキル水銀が検出されないこと	土壌 1 kg につき 水銀 15 mg 以下であること
	セレン及びその化合物	検液 1L につきセレン 0.01 mg 以下であること	土壌 1 kg につき セレン 150 mg 以下であること
	鉛及びその化合物	検液 1L につき鉛 0.01 mg 以下であること	土壌 1 kg につき 鉛 150 mg 以下であること
	砒素及びその化合物	検液 1L につき砒素 0.01 mg 以下であること	土壌 1 kg につき 砒素 150 mg 以下であること
	ふっ素及びその化合物	検液 1L につきふっ素 0.8 mg 以下であること	土壌 1 kg につき ふっ素 4,000 mg 以下であること
(農薬等／農薬＋PCB) 第三種特定有害物質	シマジン	検液 1L につき 0.003 mg 以下であること	
	チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02 mg 以下であること	
	チウラム	検液 1L につき 0.006 mg 以下であること	
	ポリ塩化ビフェニル (PCB)	検液中に検出されないこと	
	有機りん化合物	検液中に検出されないこと	

(3) 行政計画・方針等

広島市の環境関連の行政計画等は、表 3.2.8-19 に示すとおりである。

表 3.2.8-19(1) 広島市の環境関連の行政計画等

計画等の名称	計画等の概要
第2次 広島市環境基本計画 (平成28年3月)	環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「広島市環境の保全及び創造に関する基本条例」の規定に基づき策定する計画である。平成13年10月に当初計画を策定、平成19年6月にこれを改定し、広島市の環境を取り巻く状況の変化等を踏まえ、まちづくり等様々な分野に環境の保全及び創造に関する基本的な考え方が反映できるよう、総合的かつ中長期的な視点を充実させた本計画を策定した。 本計画では、「将来にわたって、豊かな水と緑に恵まれ、かつ、快適な都市生活を享受することができるまち」を広島市が環境の保全及び創造において目指すべき都市の姿（環境像）とし、本計画の対象である4つの環境区分（自然環境、都市環境、生活環境及び地球環境）の基本目標を次のとおり設定している。 ①豊かな自然環境の保全 ～自然との共生～ ②自然と調和した快適な都市環境の創造 ～都市の持続可能な発展～ ③健全で快適な生活環境の保全 ～循環型社会の形成～ ④地球環境の保全への貢献 ～都市の低炭素化の促進～
広島市景観計画 (平成26年7月)	平成23年12月に公表した「世界に誇れる『まち』の実現に向けてー市政推進に当たっての基本コンセプトー」に掲げる「美しく品のある都市景観の創出」を踏まえ、これまでの景観に対する取組を集大成し、さらに充実・発展させるための計画であり、市民、事業者、行政が連携・協働して、広島市の目指す「美しく品のある都市景観」を総合的かつ計画的に実現していくための景観形成の方針やルール、方策などを体系的に示すものである。 本計画では、「世界に誇れる「まち」の実現に向けて、広島の歴史・文化を伝える魅力的な資源や豊かな水と緑に囲まれた自然を生かした個性的で魅力ある景観づくりを進め、美しく品のある都市景観を創出します。」を理念に掲げ、以下の4つの基本方針を定めている。 ①平和都市広島を象徴する景観づくり ②歴史や文化の香り漂う景観づくり ③水と緑を生かした潤いと安らぎのある景観づくり ④にぎわいがあり、おもてなしの心を感じる景観づくり
広島市緑の基本計画 2011-2020 (平成23年1月)	水と緑が輝くうるおいのある平和都市の実現を目指し、豊かで美しい自然環境を生かしつつ、安全、快適で美しい都市景観を有する質の高い都市環境の創造の取組を継続し発展させるとともに、地球温暖化とヒートアイランド現象という環境問題へのさらなる対応など新たな課題に対応しつつ、将来にわたって緑化の推進と緑地の保全を総合的・計画的に推進するための計画である。 本計画では、都市像である「国際平和文化都市」を緑の分野で具現化するため、その目標として、「水・緑・いのちの輝くまち ひろしまの実現」掲げ、以下の4つの緑の将来像の具現化を図ることにより、水と緑が豊かな「世界のモデル都市」を目指している。 ①平和を実感できるまち ②水・緑を大切にすまち ③ゆとりとやすらぎが感じられるまち ④環境をまもり、つくるまち

表 3.2.8-19(2) 広島市の環境関連の行政計画等

計画等の名称	計画等の概要
広島市一般廃棄物 (ごみ) 処理基本計画 -ゼロエミッション シティ広島への挑戦- (平成 27 年 3 月)	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第 6 条第 1 項の規定に基づき策定する法定計画であり、ごみを取り巻く社会情勢の変化や本市のごみ処理施策の実施状況等を踏まえた上で、市民・事業者・行政の協働による更なるごみの減量・資源化によって循環型社会の形成を推進し、災害に強く安定的なごみ処理体制を整備していくための計画である。 本計画では、「ゼロエミッションシティ広島の実現」を基本理念とし、その実現に向けた以下の 5 つの基本方針を定めている。 ①市民・事業者・行政が一体となったごみの減量とリサイクルの推進 ②安定的なごみ処理体制の確保 ③分別区分・収集運搬体制の再構築 ④コストの削減 ⑤ごみのないきれいなまちづくりの推進
広島市地球温暖化対策 実行計画 ～人が生き生きと暮らし、 活力にあふれる強靱で持 続可能な低炭素都市“ひろ しま”の実現を目指して～ (平成 29 年 3 月)	本計画は、国の「地球温暖化対策計画」を踏まえつつ、市域から排出される温室効果ガス排出量が増加傾向にあることや、地球温暖化による気候変動の影響が市域内で顕在化しつつあることから、地球温暖化の防止への取組を一層加速させるとともに、新たに地球温暖化により引き起こされる様々な影響に対応するために策定された。 本計画では、中長期的視点に立ち、広島市の目指すべき姿や温室効果ガス排出量の削減目標を掲げ、地球温暖化防止への取組（緩和策）及び地球温暖化による気候変動の影響への適応（適応策）に関する取組の方向性や基本方針、施策等を定めている。 温室効果ガス排出量の削減目標については、2013 年度を基準年度とし、長期目標として 2050 年度での排出量 80%削減、中期目標として 2030 年度での排出量 30%削減、短期目標として 2020 年度での排出量 5%削減を設定している。 また、この削減目標の達成に向けた取組の方向性については、以下の 4 つの柱を掲げている。 ①環境にやさしい人と事業所づくりの推進（価値観の変革） ②革新的技術の大規模な導入の促進（行動の変革） ③低炭素なまちづくりの推進（社会システムの変革） ④低炭素都市ネットワークづくりの推進（相乗効果の創出）